

はすが丘自治会館管理運営規定「別表」

平成 27 年 4 月 1 日施行

1. 会館の利用は予約制とし、原則として一週間前までに、所定の様式で下記・管理人に申し込むこととします。

2. 次の各号に該当する場合は、利用を拒否します。

- ① 公益・風俗を害するとみとめたとき。
- ② 建物及びその附属物を毀損する恐れのあるとき。
- ③ その他不適当と認めたとき。

3. いかなる会合や催し物も、会員の慶弔を優先します。

4. この会館の利用が認められたときは、ただちに下表の使用料を納付していただきます。なお、利用予定日から一週間以内のキャンセルの場合は、予め納付した使用料は返還しません。

5. 使用者は次の事項を遵守してください。

- ① 会館近隣の住民に迷惑となる行為をしないこと。
- ② 設備及び備品類を他人に転貸したり、使用目的以外に使用しないこと。
- ③ 防火に万全を期すとともに、清掃及び整理・整頓に努めること。
- ④ その他、管理者の指示に従うこと。

6. 使用者は、会館使用中に建物、設備、備品等を毀損し、または滅失したときは、速やかに管理者に連絡するとともに、その損害を賠償していただきます。

会館管理者 はすが丘自治会(2023 年 5 月現在)

川上事務局次長 090-2808-2567

会館利用申込み先(管理人)

米澤本店 (3丁目2-21) 842-0260

- ① 電話による予約はご遠慮ください。
- ② 受付時間は9時～17時迄です。(日曜・祭日を除く)
- ③ 予約申込みは「当月」及び「翌月」使用分とし、使用が確定した場合、ただちに料金をお支払いください。
- ④ 自治会専門部及び三団体の自治会活動に関わる使用は無料としますが、「使用申込書」は提出してください。

会館使用料 (空調費 込み)	室名	利用別	1時間あたり
	1階 ホール	自治会員	300円
		一般	600円
	2階 和室	自治会員	200円
		一般	400円
	2階 調理室	自治会員	100円
		一般	300円

・使用者は、掃除・戸締り・廊下の消灯を確認するとともに、最後の退出者はブレーカーを落とし、玄関の施錠をします。

・玄関の鍵は、岩本さん(口田3丁目43-8)、時安さん(3丁目48-18)が管理しています。